別表四の表を次のように改める。

別表四　所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

区分			総額	処分	
				留保	社外流出
			①	②	③
当期利益又は当期欠損の額		1	円	円	配当 円 その他
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2			
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
	損金経理をした納税充当金	4			
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	5			その他
	減価償却の償却超過額	6			
	役員給与の損金不算入額	7			その他
	交際費等の損金不算入額	8			その他
		9			
		10			
	小計	11			
減算	減価償却超過額の当期認容額	12			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
	受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「13」又は「26」）	14			※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「26」）	15			※
	受贈益の益金不算入額	16			※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※
		20			
	小計	21			外※
仮計（1）＋（11）－（21）		22			外※
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「25」又は「30」）		23			その他
超過利子額の損金算入額（別表十七（二の三）「10」）		24	△		※ △
仮計（(22)から(24)までの計）		25			外※
寄附金の損金不算入額（別表十四（二）「24」又は「40」）		26			その他
沖縄の認定法人の所得の特別控除額（別表十（一）「9」又は「13」）		27	△		※ △
国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額（別表十（二）「8」）		28	△		※ △
法人税額から控除される所得税額（別表六（一）「6の③」）		29			その他
税額控除の対象となる外国法人税の額（別表六（二の二）「7」）		30			その他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（二）「10」）		31			
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十（四）「20」、「21」又は「23」）		32			※
合計（25）＋（26）＋（27）＋（28）＋（29）＋（30）＋（31）±（32）		33			外※
契約者配当の益金算入額（別表九（一）「13」）		34			
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十（七）「13」、別表十（八）「11」又は別表十（九）「16」若しくは「33」）		35	△	△	
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額		36			※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		37			※
差引計（(33)から(37)までの計）		38			外※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）「4の計」＋（別表七（二）「9」若しくは「21」又は別表七（三）「10」））		39	△		※ △
総計（38）＋（39）		40			外※
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（三）「43」）		41	△		※ △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二（十四）「10」）		42	△	△	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十四）「43の計」）		43	△	△	
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額（別表十二（十一）「15」）		44	△	△	
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額（別表十二（十二）「10」）		45	△	△	
再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十五）「12」）		46	△	△	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額		47	△	△	
所得金額又は欠損金額		48			外※

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表四の記載要領第１号中「（所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成26年旧法人税法」という。）第145条第１項（申告、納付及び還付等）において準用する場合を含む。）」及び「（平成26年旧法人税法第145条第１項において準用する場合を含む。）」を同第11号中「同項第11号から第13号まで」を「同項第12号から第14号まで」に改め、同第15号中「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（37）」」を「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（36）」」に改める。